

■神田神保町地区街並み再生方針（案）に対するご意見の概要と区の考え方

| No | 該当項目    | 意見提出者の区分                                                                       | 意見内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 区の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|---------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 1 整備の目標 | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体<br>3. 区内の事務所または事業所に勤務する方                  | 本方針案は、神保町の歴史性や文化性を活かしながら、老朽化した都市ストックの更新や歩行者空間の改善を図るものであり、方針全体として評価できる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>本街並み再生方針（案）では、「探求心・知的好奇心を満たす文化が集積する界限性のあるまち」を将来像として掲げ、神保町地域の特徴である古書店街や出版文化、個性ある飲食店、大学等が集積する街並みや生業を継承しながら、建築物の老朽化への対応、防災性の向上、歩行者中心の快適な都市空間の形成を図ることとしております。</p> <p>また、本方針（案）では、路面店の連続性や神保町らしい界限性を重視するとともに、歩いて楽しいウォーカブルな歩行者空間の形成、回遊性・滞留性の向上、バリアフリー動線の確保、地域開放トイレ等の整備を位置付けております。</p> <p>ご意見のとおり、近年は国内外から多くの来街者が訪れており、神保町の文化的価値や魅力が改めて評価されている一方で、受入環境の充実や建築物の老朽化への対応、地域で商いを営む事業者の継続的な活動を支える環境づくりが重要な課題であると認識しております。</p> <p>このため、本方針（案）では、建築物の建替えや共同化に加え、既存建築物のリノベーションを促進するとともに、古書店街を継承する施設や印刷・出版関連業を支援する施設の導入を誘導し、神保町らしい文化や生業の維持・発展を図ることとしております。</p> <p>いただいたご意見は、神保町らしい街並みや文化を継承しながら、来街者、居住者及び地域で活動する事業者にとって魅力あるまちづくりを進める上での参考とさせていただきます。</p> |
| 2  |         | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                                           | 本方針案の実効性を高めるため、神保町らしい魅力の維持・向上につながる具体的な取組を、可能な範囲で早期に進めるべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 3  |         | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                                           | さくら通りについては、すずらん通りのような歩行者中心の賑わいある通りとして位置付け、ウォーカブルな空間整備を一層進めるべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 4  |         | 1. 区内に住所を有する方<br>2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体<br>3. 区内の事務所または事業所に勤務する方 | 神保町駅周辺の立地特性を踏まえ、駐車場地域ルールの方策定や駐車場出入口の見直しにより、歩行者動線の安全性と連続性を高めるべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 5  |         | 1. 区内に住所を有する方                                                                  | ベビーカーユーザーですが、通路が狭かったり、入り口に高めの段差があって入れないお店も多いので、バリアフリーのお店が増えてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 6  |         | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                                           | 今回の「神田神保町地区街並み再生方針(案)」を拝読し、将来的にも神田神保町を魅力ある街として継続させていくという千代田区の強い意志を感じた。この街で商いを営んでいる一店主として誠にありがたい「街並み再生方針(案)」であり、半ば諦めていた自店の建て替えに際し、力強いバックアップとなるであろう。神田神保町の魅力を消すことなく街並みが再生されていくことを切に願っている。これだけ多くの個人商店の集合体である街の再生は非常に難しいのは明らかであるが、どうか引き続きのご検討をお願いしたい。                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 7  |         | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                                           | 昨今、「神保町」が注目を集め、多くの方が訪れるようになった。神保町というノスタルジックのような、原風景のような不思議な景色に引き寄せられているかのようだ。再開発(再生)という画一的なものになりがちだが、千代田区の街並みを残しつつ再生させるという取り組みには江戸から続く文化を引き継ぎながら現代に融合させ、新たな文化を構築することで街の魅力を損なわないところが、大いに共感できる。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 8  |         | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                                           | 近年、神保町には国内だけでなく、海外からも多くの方が訪れるようになった。実際に街を歩いていると、古書店や喫茶店を巡りながら楽しんでいる方をよく見かけ、「本の街」としての神保町の魅力が、改めて評価されていることを感じている。先日開催した、全ニッポン古本博覧会では、従来の古書愛好家のみならず、若い世代やご家族連れ、海外からのお客様にも多くご来場いただいた。会場周辺の飲食店や商店街にも賑わいが広がり、神保町全体を回遊していただけた一方、来街者が増える中で、街としての受け皿づくりはまだ十分ではないとも感じている。歩きやすさや回遊性、滞留できる場所、トイレなど、これから整備していくべき課題も多くある。そうした中で、今回の「神田神保町地区 街並み再生方針(案)」において、神保町らしい界限性や路面店の連続性を大切にしながら、歩行者空間や回遊性向上について具体的に検討していただいていることに、今後の神保町のまちづくりへの大きな可能性を感じている。来街者にも、地域で商いを続ける者にとっても、より良い街になっていくことをのぞんでいる。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 9  |         | 3. 区内の事務所または事業所に勤務する方                                                          | 本方針案は、文化的景観の継承、老朽ストックの更新、歩行者中心の都市空間形成、防災性向上を総合的に扱う計画として評価できる。神保町の文化資源を継承しながら建物更新を促す本方針案は、文化と活力の両立を図る持続可能なまちづくりにつながる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 10 |         | 1. 区内に住所を有する方                                                                  | 「探求心・知的好奇心を満たす文化が集積する界限性のあるまち」という将来像には賛成であり、あわせてオーバーツーリズムへの配慮も行うべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 11 |         | 1. 区内に住所を有する方<br>2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                          | 神保町の出版文化や古書店街は観光資源としても大きな潜在力があるため、地域全体で文化発信や交流の仕組みを整えるべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 12 |         | 1. 区内に住所を有する方                                                                  | 現在の神保町は十分に賑わいがあり、古書店や飲食店、個人商店がつくる街並み自体に価値があるため、大型化や共同化の更新ありきで進めるのではなく、小規模店舗の営業継続を支援するべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 13 |         | 1. 区内に住所を有する方                                                                  | 老朽建物については、建替えだけでなく、既存建物を活かした補強工事、耐震改修、リノベーションへの支援を充実するべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 14 |         | 1. 区内に住所を有する方<br>5. その他計画等に利害関係を有する方                                           | 街並みの保全・再生にあたっては、建替えや共同化を前提とするのではなく、既存建物のリノベーション、耐震補強、修繕支援を優先するべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

| No | 該当項目                       | 意見提出者の区分                                                      | 意見内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 区の考え方                                                                                                                                   |
|----|----------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | 2 整備すべき公共施設・その他公益的施設に関する事項 | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体                              | 古書店街の回遊性は神保町の大きな魅力であり、路面店の連続性や歩行者ネットワークの形成、バリアフリー化などを通じたウォーカブルなまちづくりの方向性を評価する。あわせて、地域開放トイレや書棚・ワゴン、ベンチ、神保町らしい景観に配慮した取組が盛り込まれていることを歓迎する。今後は古書店街だけでなく古書業界全体の維持も視野に入れ、東京古書会館を核としたまちづくりを期待する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 本街並み再生方針（案）では、神保町らしい界限性や路面店の連続性を継承しながら、歩いて楽しいウォーカブルな歩行者空間の形成や、回遊性・滞留性の向上、バリアフリー化、地域開放トイレ等の整備を進めることとしております。                              |
| 16 |                            | 3. 区内の事務所または事業所に勤務する方                                         | 電線地中化、歩道改善、バリアフリー化、路面店の連続性確保、滞留空間の創出などは、歩いて楽しい神保町の実現に資するため評価できる。<br>また、耐震性能の向上、一時避難空地の確保、緑化や環境配慮型建築の誘導も、都心における防災性と持続可能性を高めるものとして評価できる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | また、建築物の老朽化への対応として、建替えや共同化に加え、既存建築物のリノベーションを促進するとともに、古書店街や印刷・出版関連業など神保町らしい文化や生業の継承につながる機能の誘導を図ることとしております。                                |
| 17 |                            | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 地区内の回遊は徒歩を基本とするべきであり、シェアサイクルや電動キックボード等の導入については、歩行者の安全性を踏まえて慎重に検討するべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | さらに、防災性の向上や環境負荷の低減に資する取組を進め、安全で快適な都市環境の形成を目指しております。                                                                                     |
| 18 | 4 建築物等に関する基本的事項            | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 子育て世帯としては大型スーパー、子供が遊べる広場（屋外、屋内問わず）、特に子供は遊べて親は見守りながら本を読んだりできるスペースがあるととても嬉しい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 本街並み再生方針（案）では、神保町らしい文化や生業、界限性を継承しながら、建築物の老朽化への対応、防災性の向上、環境負荷の低減及び魅力ある街並みの形成を図ることとしております。                                                |
| 19 |                            | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体                              | 靖国通り沿いの書棚やワゴンなどは神保町らしい景観を構成する要素であり、通行に配慮しつつ活かしていくべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                         |
| 20 |                            | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 建物の1階に神保町らしい用途を誘導する考え方は評価できるが、地元で愛されてきた店舗が優先して営業を続けられるルールづくりが必要である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                         |
| 21 |                            | 1. 区内に住所を有する方<br>5. その他計画等に利害関係を有する方                          | 高層建築や大規模建替え、セットバックによって、古書店、喫茶店、出版社、個人商店がなくなってきた神保町らしい街並みが失われることを懸念する。<br>また、街並み誘導型地区計画により斜線制限等が緩和されると、すずらん通り等に垂直な高い壁面が形成され、空の広さや不揃いな街並みの魅力が損なわれるおそれがある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | また、建築物の建替えや共同化に加え、既存建築物のリノベーションの促進を位置付けるとともに、古書店街を継承する施設や印刷・出版関連業を支援する施設、子育て世帯を含む多様な暮らしを支える施設など、神保町らしい文化や生業、暮らしを支える機能の誘導を図ることとしております。   |
| 22 |                            | 1. 区内に住所を有する方<br>3. 区内の事務所または事業所に勤務する方<br>5. その他計画等に利害関係を有する方 | 低層部のにぎわい用途が、神保町らしい古書店や個人商店ではなく、一般的なチェーン店やどこにでもある店舗に置き換わることを懸念する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 建築物の形態や用途については、路面店の連続性や沿道のにぎわいの継承、神保町らしい景観形成を重視するとともに、容積率の割増制度は建築物の規模拡大そのものを目的とするものではなく、本方針（案）が目指す将来像の実現に資する地域貢献を誘導するための仕組みとして位置付けています。 |
| 23 |                            | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 回遊ネットワークD沿道の路地空間は、神保町の界限性を支える重要な要素であるにもかかわらず、容積率緩和の対象外とされていることに疑問がある。また、建築規制の変更により床面積の減少や資産価値の低下、交通安全性・日照環境の悪化が懸念される。地域の実情や既存の街並み、居住環境を踏まえ、回遊ネットワークDを一律に扱うのではなく、地域ごとの特性に応じた制度設計や運用を行うとともに、居住者や地元関係者の意見を十分に反映してほしい。あわせて、環境負荷や喫煙対策など生活環境への配慮を求める。                                                                                                                                                                                                                                                                                      | なお、回遊ネットワークD沿道については、小規模な敷地や建築物が多く立地する地域特性を踏まえた取扱いとしており、本方針（案）では、地域ごとの特性に応じた街並み形成を図ることとしております。                                           |
| 24 |                            | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 現在の地区計画では、建築物の外壁又は柱の位置は道路境界線から0.5m以上後退することとされているが、今回示された街並み再生方針案では0.1m以上に変更されている。<br>当該路地では、通り抜け車両や駐車場利用車両、マンションの入退居や事務所の荷物搬出入車両などが通行しており、0.5mの壁面後退部分は歩行者の待避空間として機能している。特に高齢者やコロコロカート利用者にとっては安全性の確保に寄与している。<br>また、この路地では1980年以来、施主と住民が折衝を重ね、建物配置の工夫や街路灯の設置などを通じて交通安全環境の向上に努めてきた経緯がある。路地ごとに利用状況や環境は異なるため、一律ではなく、それぞれの実情や地域の取組を踏まえた丁寧な検討を行うべきではないか。<br>さらに、現行地区計画では評価されていた住宅整備に関する考え方が見受けられない。このような内容では、戸建て住宅に居住する個人住民に対し、千代田区から転居を勧められているように感じられ、淋しく思う。<br>以上のことから、回遊ネットワークDの位置付けや規制内容については、路地ごとの実情や居住環境への影響を十分に踏まえた上で、改めて検討していただきたい。 | いただいたご意見は、神保町らしい街並みや文化、生業を継承しながら、居住者、来街者及び地域で活動する事業者の皆様にとって魅力あるまちづくりを進める上での参考とさせていただきます。                                                |

| No | 該当項目           | 意見提出者の区分                                                      | 意見内容                                                                                                                                                                                                                     | 区の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|----------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25 | 8 実現に向けて講ずべき措置 | 1. 区内に住所を有する方<br>3. 区内の事務所または事業所に勤務する方                        | 緑化、公共トイレ、帰宅困難者対策、一時避難空地など、防災性や快適性を高める取組については積極的に進めるべきである。                                                                                                                                                                | <p>本街並み再生方針（案）では、神保町らしい文化や生業、界限性を継承しながら、建築物の老朽化や事業承継などの課題に対応し、地域の魅力を将来にわたり維持・発展させることを目標としております。</p> <p>このため、建築物の建替えや共同化に加え、既存建築物のリノベーションを促進するとともに、古書店街を継承する施設や印刷・出版関連業を支援する施設の導入を誘導し、神保町らしい文化や生業の維持・発展を図ることとしております。</p> <p>また、緑化や地域開放トイレ、一時避難空地の確保、防災機能の強化などにより、安全で快適な都市環境の形成を図るとともに、神保町の魅力である古書店街や路地、路面店の連続性など、地域特有の街並みや界限性の継承を重視しております。</p> <p>いただいたご意見は、神保町らしい文化や街並みを継承しながら、地域で活動する事業者や来街者にとって魅力あるまちづくりを進める上での参考とさせていただきます。</p> |
| 26 |                | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 地区内で古書店を営業している。建築費の高騰や建物老朽化により、長年神保町で営業してきた古書店等が建替えに踏み出しにくい状況にあるため、営業継続を支える制度的に賛成である。                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 27 |                | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                          | 神保町で古書店を営む立場として、古書店街や出版文化、生業の集積を神保町の価値として位置付けるとともに、「路面店の連続性」や「界限性の維持」を明記した本方針を評価する。古書店の多くは老朽化が進み建て替えが課題となっているが、小規模事業者による単独での対応は難しい。神保町の魅力である路面店の営みや回遊性が維持されるよう、容積率緩和やリノベーション支援など、地域の実情に即した制度設計を期待する。                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 28 |                | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                          | 神保町において、後継者問題等での古書店の減少など、いろいろな問題が出てくると予想されるなか、建物の老朽化による建て替え等の話は早急に対応しなければならない事案である。建て替えやリノベーションに伴う規制の緩和・補助などは、さまざまな条件等を踏まえても大きな恩恵を受けることができると感じている。                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 29 |                | 3. 区内の事務所または事業所に勤務する方                                         | 小規模敷地でも更新できるきめ細かな制度設計や、共同建替え・リノベーションへのインセンティブは、神保町の都市ストックの質を高めるものとして評価できる。                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 30 |                | 1. 区内に住所を有する方<br>5. その他計画等に利害関係を有する方                          | 神保町の価値は、古書店街、横町、細街路、地上階店舗の連続性にあるため、路地性や古書店街の実体を保全する施策を重視するべきである。                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 31 |                | 1. 区内に住所を有する方<br>5. その他計画等に利害関係を有する方                          | 容積率緩和は、高層化、地価上昇、投機的な土地利用、家賃上昇を招き、神保町らしい街並みや文化を損なうおそれがあるため、大幅な容積率緩和に反対である。                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 32 | その他            | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 古本市に加え、フリーマーケット、クリエイター市、着物イベントなど、神保町ならではの文化や創作活動を活かしたイベントを充実させるべきである。                                                                                                                                                    | 地域文化の維持・発展に寄与するエリアマネジメント等への支援を通じ、地域主体の活動やイベント展開についても関係者と連携して検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 33 |                | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                          | デジタル化が進む時代だからこそ、神保町を本や出版文化にリアルに触れられる知的拠点として位置付け、機能強化を図るべきである。神保町の文化的独自性は都市の競争力にもつながるため、知的文化の集積を都市戦略として明確に位置付けるべきである。                                                                                                     | 神保町の出版文化、古書店街、知的交流の蓄積は本地区の重要な価値であり、将来像の実現に向け、文化や生業を支える機能の誘導を検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 34 |                | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                          | 出版、編集、デザイン、ITなどの創造産業を支えるため、シェアオフィス、コワーキングスペース、インキュベーション機能を導入するべきである。単なるハード整備にとどまらず、魅力的な運営を伴う施設について、区としてより強力に後押しするべきである。                                                                                                  | 本方針案では、印刷・出版関連業やクリエイターを支援・育成・発信する施設を誘導することとしており、今後の具体的な計画検討の参考とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 35 |                | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 小川町や神保町は大学集積とともに発展してきた歴史があり、教育機関との近接性が大きな強みです。今後は出版・情報発信分野を通じた実践的な学びの場を地域内に整備し、学生と事業者の連携を促進することが大切ではないでしょうか。また、インターンシップや共同プロジェクトを通じて人材が地域内で循環する仕組みを構築することも重要です。このような大学などが参画した人材基盤の形成に資する施設の積極的な展開も、地域の競争力向上にも資するものと考えます。 | 神保町周辺の大学・教育機関との関係性は地域の大きな特徴であり、地域産業や文化活動との連携のあり方について今後の検討の参考とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 36 |                | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 神保町の歴史的な魅力を削がないように開発してほしい。マーケティングで良いとされているイメージで作っても、同じような最良モデルがいくつもいくつもあっても埋もれてしまうので独自の雰囲気は残してほしい。                                                                                                                       | 建築物の形態・意匠や低層部の用途誘導等を通じ、神保町らしい街並みや界限性を継承できるよう検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 37 |                | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                          | いろいろなご提案いただき感謝申し上げます。金銭面や後継者問題など、にぎわいを維持するのに個別の事情を配慮した上での対応が必要になってくるかと思う。大規模開発にはならないような柔軟性を持ったご対応をご検討いただきたい。                                                                                                             | 地域の個別事情や敷地条件を踏まえ、建替え、共同化、リノベーション等の多様な選択肢を活用できるよう検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 38 |                | 1. 区内に住所を有する方<br>5. その他計画等に利害関係を有する方                          | 建替えや高層化に伴う解体・新築時にCO2が排出されるが、環境負荷についてどのように考えるか。                                                                                                                                                                           | 本街並み再生方針では、沿道の緑化等の促進、建築物の環境負荷の低減及び各種性能の向上による脱炭素化を目指しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 39 |                | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 再開発や容積率緩和により家賃が上昇し、古書店や個人商店が営業を続けられなくなるおそれがある。                                                                                                                                                                           | 古書店や個人商店等の業継続は、神保町らしさの継承に不可欠であり、低層部用途の誘導、仮店舗機能、地域協力金の活用等を含め、支援策の具体化を検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 40 |                | 1. 区内に住所を有する方<br>5. その他計画等に利害関係を有する方                          | 固定資産税、都市計画税、相続税等の負担が、既存の古書店や小規模事業者の営業継続を困難にしているため、負担軽減や補助制度を検討するべきである。                                                                                                                                                   | 税制については国・都の制度を含む幅広い検討が必要ですが、既存建物の活用や生業継続に資する支援方策について、今後のまちづくり施策の参考とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 41 |                | 1. 区内に住所を有する方<br>3. 区内の事務所または事業所に勤務する方<br>5. その他計画等に利害関係を有する方 | 方針案の内容、制度の効果、メリット・デメリット、協議経過について、地域住民や区民に対する説明が十分とはいえないのではないかと。時間をかけた合意形成のもとで丁寧に進めるべきである。                                                                                                                                | これまでも神保町のまちづくりは、地域の商店、事業者、住民、関係団体等との対話を重ねながら進めまいりました。今後も必要な周知、意見聴取、協議の機会を設けてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 42 |                | 1. 区内に住所を有する方                                                 | 高層化や建物大型化により、ビル風、日影、火災時の延焼、緊急車両の通行、路地の交通安全に影響が生じるおそれがあるため、具体的な検証を行うべきである。                                                                                                                                                | 具体の建築計画においては、関係法令に基づく確認に加え、周辺環境、交通安全、防災、日影、風環境等への影響を踏まえ、必要な協議や指導を行ってまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 43 |                | 2. 区内に事務所または事業所を有する個人<br>および法人その他の団体                          | 来街者と神保町の活字文化に携わる人々が交流できる「神保町活字サロン」のような拠点を整備するべきである。                                                                                                                                                                      | 本方針案では、文化・交流施設や地域コミュニティ施設等を誘導することとしており、活字文化を通じた交流拠点の考え方についても参考とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

※同種の意見を集約したものや、一人の意見を複数の区分に分類したものがあるため、提出者数と意見数の合計は一致しません。